

徳島県県道等倒木対策事業実施要領

1 趣 旨

山間集落等の基幹道として県が管理する道路（以下「県道等」という。）において雪害等で倒れた樹木による通行の支障を事前に防止するため、県道等に隣接し通行の支障又はその恐れのある樹木及び竹（以下「樹木等」という。）の伐採処理を行なうものとし、その実施については、法令その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 事業内容

山間集落等を結ぶ生活道及び緊急の際の輸送道路となる県道等の沿線の樹木等の内、東部農林水産局長又は各総合県民局長（以下「局長等」という。）が認めた樹木等を伐採し除去する。

3 事業の実施

(1) 事業の執行方法

事業は原則として地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札によるものとする。

(2) 入札参加資格者の選定

入札の相手方は、委託業務指名の手引き等により選定する。

(3) 入札の執行

業務の執行は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に基づき執行するものとする。

(4) 予定価格

契約しようとする事業の予定価格は、消費税及び地方消費税抜きの価格で積算した全体事業費に消費税及び地方消費税相当分を加える方式により積算することとし、局長等が定める。

(5) 契約の締結

1) 局長等は、契約することを決定したときは、徳島県県道等倒木対策事業委託契約書（要領様式1）により適任者（以下「受注者」という。）と契約を締結するものとする。

2) 契約書に記載する委託金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するものとする。

ただし、消費税及び地方消費税の額に円未満の端数が生じた場合は、円未満端数を切り捨てるものとする。

(6) 着手届

局長等は、契約締結後7日以内に徳島県県道等倒木対策事業着手届（要領様式2）を受注者に提出させるものとする。

(7) 災害等の予防措置

局長等は、受注者に対して必要な災害予防措置を講ずるよう指示しなければならない。

(8) 事業の変更等

局長等は、委託金額、委託期間又は重要な委託事業内容を変更する必要があるときは、受注者と協議の後、徳島県県道等倒木対策事業変更契約書（要領様式3）を締結する。

(9) 完了届等

局長等は、受注者が事業の部分払検査請求をしようとするとき、又は事業を完了したときは、すみやかに徳島県県道等倒木対策事業部分払検査請求書（要領様式4）又は徳島県県道等倒木対策事業完了届（要領様式5）（以下「完了届等」という。）を提出させるものとする。

(10) 検査

- 1) 局長等は、受注者から完了届等の提出があったときは、届を受理した日から起算して10日以内に、次の事項等を確認し、検査を行うものとする。
 - ア 契約書との照合
事業が、契約書、設計書及び仕様書どおりに行われているか。
 - イ 素材生産
 - (ア) 県の指定した樹木等が全て伐採されているか。
 - (イ) 造材は、造材基準表を基本として行われているか。
 - (ウ) 数量の検査及び材積計算法は、用材の日本農林規格による。
 - (エ) 所有者別のマーキングは、施工状況写真等により確認する。
 - (オ) 搬出材積は、林内状況、施工状況写真、素材輸送調書等により確認し、設計数量に合致しているか。
 - ウ その他
残存木の損傷状況、林地の保全状況、建造物・構造物の損傷等の有無。
- 2) この事業に関わる検査員は、局長等が指名する課長補佐以上の職の者が行うものとする。
- 3) なお、2)によりがたい場合は、別途局長等が指名するものとする。
- 4) 検査員が検査の結果を適当と認めた際は、徳島県県道等倒木対策事業部分払承認書（要領様式6）又は徳島県県道等倒木対策事業完了承認書（要領様式7）（以下「承認書」という。）を局長等に報告するものとする。

4 事業設計基準

この要領に基づく事業の設計は、森林整備保全事業設計積算要領又は県営林事業標準単価等を基本として行うものとする。但し、現地の状況等が当該積算要領に馴染まない場合は、この限りでない。

5 事業実施の同意

この事業に必要な所有者の同意が得られない場合は、協議に係る記録を整理しておくものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

(要領様式1の別添)

徳島県県道等倒木対策事業仕様書

1 共通事項

(1) 現場管理者及び現場責任者の選定と職務
受注者は、事業を着手する以前に、現場管理者及び現場責任者を選定し、その結果を（仕様書様式1）により、県に報告すること。

ア 現場管理者の職務

現場管理者は、次の職務に就くものとする。

(ア) 事業の実施に関する監督員の指示等を、現場作業者に忠実に伝えること。

(イ) 事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、監督員の指示通りの実施ができないと判断される場合、現場作業員からその状況を把握し、現場の現況も把握した上で、監督員に報告すること。

(ウ) 事業実施期間中は、必要に応じて現場に赴き現場の状況を把握し、必要に応じて報告書（仕様書様式2）を提出すること。

イ 現場責任者の職務

現場責任者は、次の職務に就くものとする。

(ア) 事業実施期間中は事業地に常駐し、現場管理者の指導に従い、適正な事業実施に資するため、現場作業員を監督・指導すること。

(イ) 事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、現場管理者の指示通りの実施ができないと判断される場合、その内容を速やかに現場管理者に報告し、その指示を待つこと。

(ウ) 労働災害の発生を防止するための取り組みを常に講じること。

(2) 労働災害発生時の対応について

ア 本事業実施中に労働災害が発生した場合、受注者は、そのすべての災害について、（仕様書様式3）による報告を速やかに行うこと。

イ 上記労働災害のうち、被災者が休業4日以上又は全治30日以上いずれかに該当する場合、被災状況が確定し次第、（仕様書様式4）による報告を行うこと。

(3) 交通の安全確保等

受注者は、次の項目について、関係法令を遵守し、関係機関への必要な手続き及びその措置を実施すること。

ア 県道等の通行の安全確保のための通行制限等の必要な手続き及び措置。

イ 損傷する恐れのあるガードレール等、道路施設の撤去・設置等の必要な手続き及び措置。

ウ 水路、擁壁等の構造物を損傷しないための必要な手続き及び措置。

(4) 完了届等

受注者は、事業の部分払検査請求をする場合は、県に徳島県県道等倒木対策事業部分払検査請求書（要領様式4）を提出すること。

また、事業が完了したときは、すみやかに、県に徳島県県道等倒木対策事業完了届（要領様式5）を提出すること。

部分払検査請求書、完了届には、次のものを添付すること。

ア 伐採樹木調査書等

受注者は、事業完了後、地番毎に、伐採樹木の樹種、胸高直径を整理し添付するとともに、所有者毎に素材輸送調書（仕様書様式5）を整理し添付する。しかし出荷伝票等で数量が確認できる場合は、この限りではない。

イ 写真

委託事業の箇所毎に、各作業種について、事業実施前、事業実施中、事業完了後の写真を添付する。

2 事業の実施

事業の実施については、次によることとするほか、高性能林業機械を使用し事業を実施する場合は、別添特記仕様書に沿って事業を実施すること。

(1) 伐木作業

ア 県の指定する樹木等（仕様書様式6）は、すべて伐採すること。

イ 指定以外の立木を、伐倒のかかり木等の支障木として伐採する必要を生じたときは、県の指示を受けること。

ウ 伐倒の方向は、原則として道路上部は斜面上方又は側方へ、道路下部は斜面下方又は側方とし、構造物、電線、道路等に支障のないよう、立木の成立状態、隣接木の状況等周囲の地形及び地物の状況を考慮して伐採すること。

エ 伐木・造材等については、厚生労働省が策定した「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守すること。

(2) 造材作業

ア 造材は、下表の基準により行い、できる限り直材とするように心がけること。ただし、曲り材及び損傷部のある材又は基準に満たない材等は、その状況により切捨又は別個の造材やチップ用材などにする。。

イ 枝払いは、幹肌と一面になるように行うこと。

ウ 材長は、末口と元口を結ぶ最短長とすること。

- エ 玉切りは、樹心に直角に玉切りし、挽き違いのないようにすること。
- オ 丸太の径は末口の最小径とすること。
- カ 素材の材積は、 m^3 を単位とし、その数値に小数点以下第3位に満たない端数があるときは、小数第4位を四捨五入する。ただし、チップ用材はtを単位とする。

造 材 基 準 表

樹 種	最小径（末口） cm	材長 m	延寸 cm	摘要
すぎ	8～13	3・4	5	
	14～16	3・4	5	
	18～	3・4	5	
ひのき	8～13	3・4	5	
	14～16	3・4	5	
	18～	3・4	5	
まつ	14～	3・4	5	

(3) 集材、搬出作業

- ア 集材、搬出作業は、県の指定した方法に従って実行すること。
- イ 集材に当たっては、残存立木に損傷を与えないこと。
- ウ 作業上必要な資材として、伐採除去する立木以外の立木又は土石等を使用する場合又は作業上生じた支障木の処理については、必ず県の指示を受けること。
- エ 作業上転落、破壊等の防止対策を講ずる必要があるときは、県の指示に基づいて行うこと。
- オ 搬出路、盤台等を開設する場合は、県の指示によって行うこと。
- カ 小径木の取扱は、「小とび」等を使用し、材に損傷を与えないこと。
- キ 材は、その所有者ごとに区分し、その所有者が明らかになるように管理すること。
- ク 生ずる枝葉等は、道路等に流出しないように整理すること。

(4) 運搬及び素材の検収作業

- ア 搬出した材は、用材及びチップ材に区分し、搬送すること。
- イ 材の取扱は、材に損傷を与えないよう行うこと。
- ウ その他必要事項については、県の指示を受けること。

(5) その他

- ア 搬出した材については、最寄りの木材市場等に納入し、材積・販売金額が確定した後速やかに県に明細を報告すること。

(仕様書様式1)

令和 年 月 日

徳島県〇〇局長 殿

受注者 住所

氏名

徳島県県道等倒木対策事業における現場管理者及び現場責任者選任届

次の者を現場管理者及び現場責任者に選任しましたので報告します。

1 現場管理者

所属	職	氏名	緊急連絡先

2 現場責任者

所属	職	氏名	緊急連絡先

3 緊急連絡網

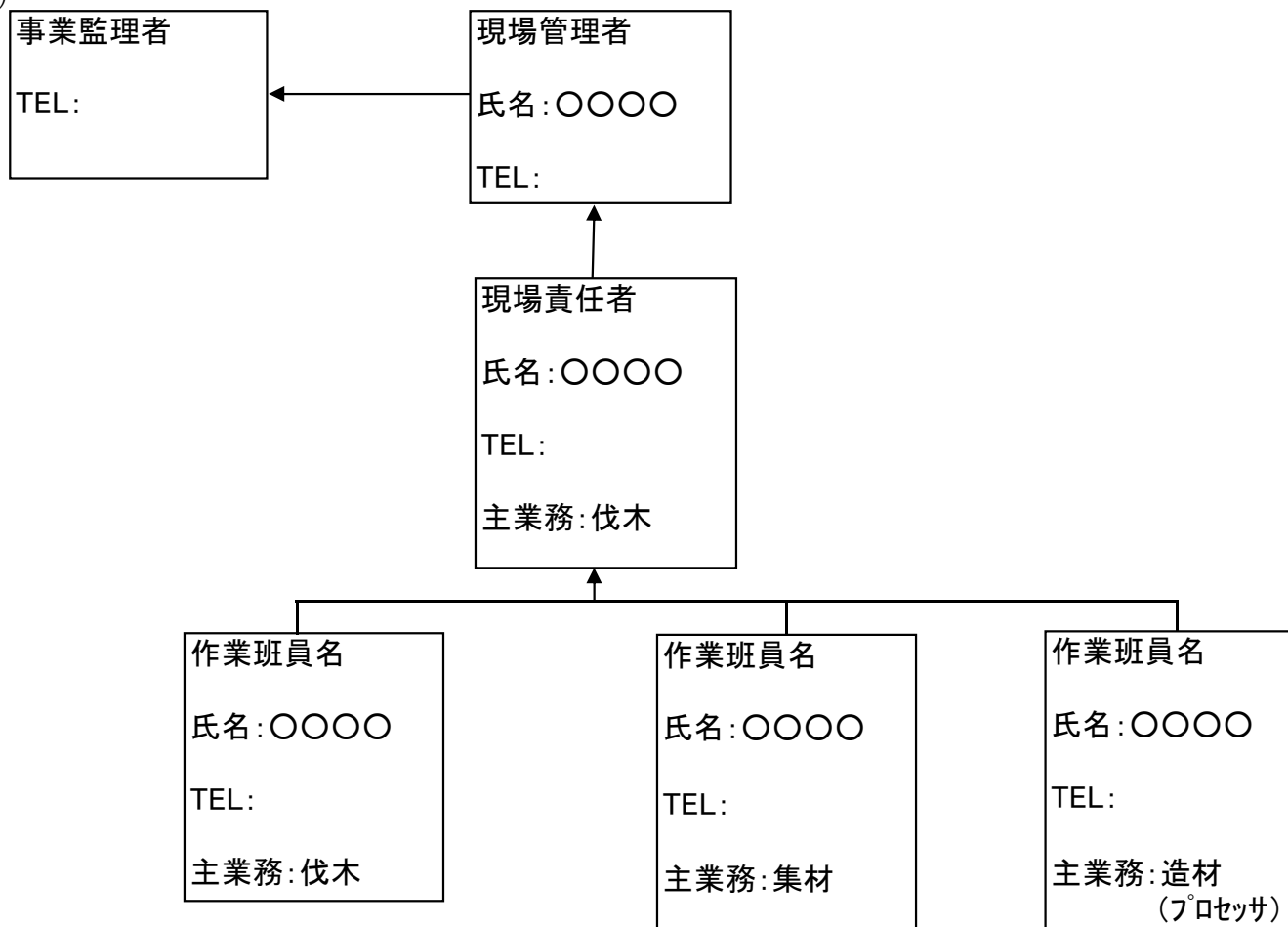
別紙のとおり

4 携帯電話通信可能地

現場から最も近い通信可能地を図示すること。
ただし、受託者事務所等と現場責任者が常に防災無線を使用できる場合は不要。

緊急連絡網

(記載例)



(仕様書様式2)

令和 年 月 日

徳島県〇〇局長 殿

受注者 名称

現場管理者名

徳島県県道等倒木対策事業現場状況報告書

次のとおり、現場状況を報告します。

現場訪問日時	令和 年 月 日
事業進捗状況	
現場責任者からの 指摘・相談事項	
現場責任者への 指導事項	

(仕様書様式3)

令和 年 月 日

庁舎名							
□ 工事 ・ □ 業務 事故報告 (第 報)							
工事名 (業務名)	請負者 (受注者)						
路線名等	請負金額 落札率						
工事等箇所	工 事 (業務) 概 要						
工 期 (履行期間)		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
連絡者(請負者窓口)	(氏名)	(連絡先)	(職種)				
発 生 日 時	令和 年 月 日 () 時 分	天 候					
発 生 場 所	□ 現場内 ・ □ その他 ()						
事 故 分 類	人身事故	□ 労働災害 ・ □ 公衆災害 ・ □ もらい事故					
	物損事故	□ 公衆災害 ・ □ その他事故					
事故の内容	氏 名	年 齢	性 別	被 害 の 程 度	備 考 (業者名等)	分 類	(職 種)
物 損 事 故 等							
発生状況		ライフライン等への影響	□ 有 ・ □ 無				
発生原因							
警察署・労働基準監督署等への対応状況							
備 考							
※ 位置図, 平面図, 横断図, 現場写真, 施工体系図, その他資料を適宜添付。							
発注機関 担当者 (発注者記入)	担当(課・係)		連絡先				
	総括監督員		主任監督員				
	現場監督員						
主管課名 (発注者記入)		担当		連絡先			

(仕様書様式4)

令和 年 月 日

徳島県〇〇局長 殿

受注者 住所
氏名

事 故 報 告 書

県道等倒木対策事業仕様書1(2)イの規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事故発生日 令和 年 月 日()
- 2 事業名
- 3 路線名等
- 4 業務箇所
- 5 委託金額
- 6 事業期間 令和 年 月 日()～令和 年 月 日()
- 7 事故発生場所 現場内・ その他()
- 8 事故分類 人身事故 (労働災害・ 公衆災害・ もらい事故)
物損事故 (公衆災害・ その他事故)
- 9 事故内容
- 10 負傷等の状況 被害の程度 (全治 日)
被害総額 (〇〇万円)
- 11 発生状況
- 12 発生原因
- 13 安全訓練実施状況
- 14 法令違反等の事実
- 15 労働基準監督署の見解 〇月〇日現地確認
- 16 警察署の見解 〇月〇日報告
- 17 再発防止策
- 18 添付資料

(仕様書の別添)

県道等倒木対策事業（高性能林業機械）特記仕様書

1 事業の実施

高性能林業機械を使用して事業を実施する受託者は、委託契約書に定めるもののほか、本特記仕様書に基づいて、安全性の確保及び道路施設の保護を行うと同時に歩止まりの高い作業を実施しなければならない。

受託者が本特記仕様書に定めのない作業を行う場合にあっては、必ず事前に県と協議して、承諾を得なければならないものとする。

2 作業の方法等

集材の方法は、スイングヤードによる架線集材とし、造材はプロセッサでおこなうことを原則とする。ただし、グラップル等で直接木寄せ出来るものや、大径材等のプロセッサを使用できないものなど、現場の状況に合わないものはこの限りでない。

また、必要に応じてフォワードにより運搬する行程を追加するものとする。

スイングヤードに搭載する油圧ウインチは、ランニングスカイライン方式の集材を実施するためにインターロック（同期）機能を保有したものでなければならない。また、安全性を確保するために、油圧による張力安全装置に加えて、機体の傾斜を感知して自動的に油圧ウインチの張力を短時間で開放できる機能を有した機種でなければならない。

3 スイングヤードによる集材

(1) 機体の方向

排土板（ブレード）を集材方向にできるだけ直交させ、排土板を下ろして集材することを原則とする。

作業場所の幅員が狭く完全に直交できない場合には、機体を作業所の幅員いっぱい斜めにして機体の対角線方向に集材すること。

また、油圧ウインチの乱巻きを防止するため、油圧ウインチと機体のナックルアームのダブルブロック（元柱）および先柱が一直線となるよう調整すること。

(2) 路肩が軟弱な場合の措置

路肩が軟弱な場合には、路肩と平行に2 m以上の丸太を設置して、その上に1 m程度の丸太を半井桁状に置いて機体の排土板を下げること。

(3) 機体が不安定な場合の措置

集材する材のサイズが大きい場合、集材中の張力などによって路肩が破壊するおそれがある場合には、機体の上方の立木などに設置したスナッチ（ダブル）を介して集材すること。

このような集材方法でワイヤーロープの内角が発生する場合には、集材中の内角には作業員などが絶対に入ってはならないものとする。

なお、機体が転倒する危険を感じなくとも、緩傾斜地で集材する角度が浅くなれば転倒モーメントは増大し、転倒の危険性は増大する。このような場合、ナックルアームのダブルブロックの位置を下げてモーメントアームを短くするか、上記のスナッチを介した集材とすること。

(4) 架線集材の方法

傾斜地の上げ荷集材ではスラックライン方式（図2参照）の集材を原則とし、緩傾斜地と下げ荷集材ではランニングスカイライン方式（図3参照）の集材とすること。なお、スラックライン方式の集材では専用の搬器を使用すること。

図2 スラックライン方式

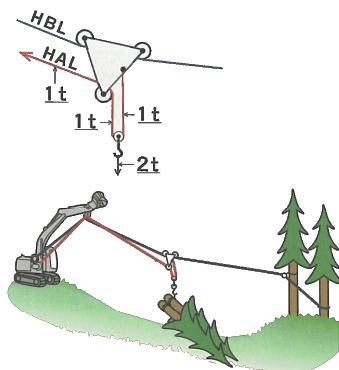
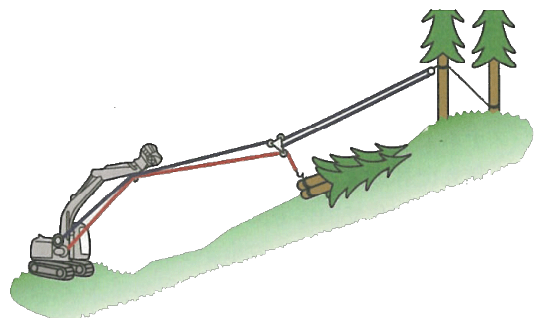


図3 ランニングスカイライン方式



- (5) ワイヤロープの直径
スイングヤダの油圧ウインチで使用するワイヤロープは、8mm以上の鋼芯のものとし、安全性を確保するために立木のサイズや重量などに応じて9mm、10mmを選定すること。
なお、集材の際に搬器のフックと集材する木材を結ぶワイヤスリング（台付け）は、主索の切断を避けるため主索より1mm程度直径の細いものを使用すること。ワイヤスリングは、長すぎると集材した材が作業路などの盛土法面を越えないことから、集材する材の径級に応じて、適切な長さのものを複数用意しておくこと。
- (6) ワイヤロープの管理
スイングヤダのワイヤロープは、1日の作業終了後に必ず全量を巻き出して、全長について外線の切断、キンク（捻れ）、つぶれや変形を目視で検査し、必要に応じて新しいものと交換すること。
なお、ワイヤロープは油圧ウインチに完全に固定されておらず、ドラムとワイヤとの摩擦で固定されているため、ワイヤが全量出ないよう適当な位置にカラーズプレーなどでマーキングしておくこと。
- (7) ワイヤロープの垂下量
加重が大きい場合に主索の切断を避けるために、スイングヤダのダブルブロック（元柱）と先柱とのワイヤロープが直線とならないよう、適切な垂下（たるみ）量を確認して集材すること。
- (8) 下げ荷集材の場合
急傾斜地の下げ荷集材では、落石による事故を防止する（ランニングスカイライン方式のため材が暴走することはない）ため、集材方向は垂直に設定しないこと。
また、下げ荷の集材（特にヒノキ）では、力枝をチェーンソーで払わないと集材できないことがある。
- (9) 荷掛け
スイングヤダによる集材では重量のある元部分を地表から上げて半地曳き集材することとなるため、荷掛けの良否が集材の生産性を決定することが多い。よって、荷掛けは、おおむね元の曲がりの腹の部分（矢高のある部分）にワイヤスリングの交差部分があたるように掛けて、集材中に材の元部分が地面に潜り込まないようにすること。
- #### 4 プロセッサによる造材
- (1) 玉切りと枝払い（造材）
造材は、プロセッサの処理範囲の径級であれば、極力プロセッサで実施するものとし、それ以外のものは、チェーンソーによるものとする。
- (2) プロセッサの管理
プロセッサの枝払い用の刃は、毎日、粒子の細かい砥石で湿式研磨すること。刃先が欠損した場合には、欠損部以外を電動砥石で研磨し、仕上げは湿式研磨するものとする。
送材装置（材の送り装置）がタイヤチェーンである場合には、チェーンの緩みがないよう調整すること。
測長用の遊尺（歯車）に樹皮などが挟まると材長が狂うため、頻繁に確認すること。また、ディスプレイ表示の材長と玉切った材長の差がないかどうかできるだけ頻繁に確認すること。このため、3m位置にマーキングした4mの測長用の竹竿などを準備して、機体に装備しておくこと。
- (3) チェーンソーの目立
造材作業に用いる油圧チェーンソーのチェーンは、予め目立てした予備のチェーンを準備しておくこと。
ソーチェーンを目立てする際には、片アサリとならないよう（デプスを揃えるよう）本体から取り外して機械目立てするか、ハンドチェーンソーに装填して目立てすること。
- #### 5 フォワーダによる運搬
- (1) フォワーダの積載量
木材の重量は伐倒の時期や伐倒後に集材するまでの時間によって異なるが、積載は安全走行を確保する観点からフォワーダの最大積載重量の範囲とすること。
- (2) 走行の安全性
路肩の強度などに注意しながら、脱輪や転覆事故を生じないように走行すること。
なお、急傾斜地の上げ荷の走行では、フォワーダの重心位置が後部となり履帯（キャタピラ）の前部に加重がかからないため、走行不能となることがある。このような場合には、後進（バック）で走行すること。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。